六月定例市議会

社会福祉センターを建設
老人いこいの部屋も

六月定例市議会は、六月二十四日から七月三日までの十日間の日程で開かれ、議案十八件、報告九件をそれぞれ可決、承認。国保税条例の一部を改正する条例を否決。市有財産処分の報告を不承認して閉会した。

この議会は小沢議員の出席停止六日間処分、市長への警告処分決議がでるなど〝大荒れの市議会〟だった。

財産処分で市長警告

国保税条例の一部を改正する条例は、国保税の限度額、減税対象基準額の引上げ、均等割・平等割の引き上げなど。焦点は国保税の八㌫アップをもりこんだ条例改正で、否決されました。

また、市有財産の処分報告は「十市の市有地三〇四一七平方㍍を一億三千五百万円で、市の土地開発公社に売り、五月三十日に専決処分」したものでしたが「議会軽視で承認できない」と不承認になりました。

市有財産の処分は、昨年十二月市議会で執行部が表明したように市の財政状態が大変悪く、この急場を切りぬけるため「現在ならびに今後の市の行財政の円滑な運営と効果を図るため」専決処分したもの。

●市議会は最終日に「議会を開く暇なしの認定は客観性が必要。市財政の窮迫はにわかに起きたものでなく、前市長よりの引き継ぎ時に十分認識するが普通だ。この専決処分は議会制民主主義をじゅうりん、市議会を無視した暴挙だ。」と、賛成多数で杉本市長を警告処分しました。

市長は「議会を軽視するつもりはなかったが、議長入院、副議長上京という状態でもあり、緊急を要したので専決処分した。責任は十分感じている」と話しています。

この専決処分は、さる五月三十日に効力を発生し、一億三千五百万円は市の収入となっています。

このため、四十八年度の一般会計の収支決算は一千三百六十七万円の赤字にとどめることができたいきさつのものです。

専決処分は議会の承認がなくても、法的には効力に影響しないところから、今後の問題は市長の政治的責任、市有財産の処分のあり方と、これにからむ財政の窮状をどうのりきるかといったところのようです。

この議会で決められた主な議案などは次のとおりです。

福祉センター 一億七千九百万円を負担

■前浜に農機具保管庫

共同利用の農機具を保管する倉庫が前浜にもできました。

■消防の費用弁償二千五百円

消防団の役員会に出席したときの報酬を千五百円から二千五百円にしました。これは、消防審議会の意見を聞いて増額したものです。

■観光開発の審議会できる。

観光資源の保護、育成と開発、観光施設の整備など総合的な観光開発基本計画をつくり観光行政をすすめるため〝観光開発審議会〟をつくることにしました。

■里保育所など新築移転

里保育所、岡豊保育所が、このほど完成し、里改田一、〇二六（里保育所）、岡豊町八幡九七八（岡豊保育所）に移転しました。

■和田農地復旧に二百五十五万円

一般会計に二百八十三万円を追加して三十六億九千二百三十二万円としました。

歳入は四十七年に起きた災害の復旧をするもので、和田農地の復旧に二百五十五万円、実崎の農地の復旧に十六万などとなっています。

■社会福祉センターに債務負担

総合社会福祉センターを建てるための社会福祉協議会が借り入れます一億七千九百万円の損失を補償し、償還金を補助していくことにしました。

福祉センターの建設の動きは、二年前老人クラブから「老人のいこいの場になる会館の建設を」という声がもちあがり、この小さな願いが大きく発展し、身体障害者、精神薄弱者や一般市民も利用できる総合的な福祉センターにしようという大きな運動に発展しました。総事業費は約二億三千万円。これは、日本自転車振興会三千八百万円、県の補助五百万円、共同募金三十万円、一般寄附二千万円と借入金一億七千九百万円となっています。この借金は、年間約千四百万円を六十九年までの二十年間で支払っていこうというものです。

杉本市長は「老人には明日がない。財政的には無理もあるが、先の短い老人に、いますぐ暖かい手をさしのべてやりたい。またセンターの建設とあわせて、老人を大切にする教育もしていきたい」と、老人の熱望にこたえることにした。

一階は身障者コーナー、調理実習室、図書室、娯楽室などがあり、二階は勤労青少年の娯楽室、和室会議室、老人いこいの部屋、青少年補導センター。三階は二つの大会議室、四階には男女浴室となっています。場所は市役所の旧館北側。この八月十五日に着工し、完成は、来年三月末の予定です。

これが完成しますと本格的な老人の語らいの場ができるとともに、身体障害者、精神薄弱者のための福祉施設、勤労青年の交流など、広く市民の憩う場になるものと期待されています。

災害死亡三十万円の弔慰金

■災害時の弔慰金と援護資金

風水害や土砂崩れなどの自然災害により死亡したときは一人当り五十万円などの弔慰金を渡すことにしました。ただし、これは災害救助法の適用を受けたときの災害に限られます。

援護資金は、世帯主が一カ月以上の負傷したとき三十万円、住居の全壊五十万円、半壊三十万円、家財について被害金額がその価格の三分の一以上の損害を受けたとき二十万円。これの償還期間は十年で三年据置き。据置きの期間は無利子で、その後年三㌫の利率となっています。

国に先がけ高額医療負担

■国保の高額医療の負担

療養に要する費用の額から療養費の額を差し引いた額が三万円をこえるとき、そのこえる分を市が負担することにしました。

これは、国の計画している五十年十月一日に先がけてことし七月一日から実施するものです。

■国保の補正一千二百万円

事業勘定に一千二百十一万円を追加して総額六億七千七百七十六万円にしました。

これは、四月一日から始めています赤ちゃんの生れたときのお祝金二万円と亡くなられた人への見舞金一万円、あわせて三百六十六万円。七月一日から高額医療費を負担するため九百円などを予算化したものです。歳入は、国保税の八㌫アップ、一千四百五十五万円を補正しましたが、条例案の否決により、収入の見込みはなくなりました。

金融引締で金利アップ

■固定評価審査委員に国松氏

固定資産の評価審査委員会委員に国松栄水道局長を再選しました。

■四十八年度事業の繰越し

野中児童館、自転車歩行者専用道路などが、用地問題のおくれなどから三億八千五百五十四万円が四十九年度に繰り越されました。

■借金の金利を引上げ

債務負担行為をしている土地開発公社十八億円、利率一〇㌫を利率一二㌫に変更など、市が損失や債務を補償しているものの金利が七、二㌫～一〇、〇㌫から一一㌫～一二㌫にそれぞれ引きあげられたための補正をしました。

これは国の金融引締め政策のため金融の状態が悪く借入先の注文で話し合いのうえ引上げたものです。お金の借入れがますますむつかしくなったり、やっと借り入れられても高い金利を支払わなければならないなど、やりくりのむつかしい状況にあります。

ビニール公害事件で敗訴

■ビニール公害事件の控訴

浜改田のビニール公害裁判は、高知地裁で敗訴しましたが、高松高裁に控訴することになりました。

浜改田漁協組（溝渕末広組合長）と組合員二十人が国、県と南国市の三者を相手どって慰謝料など総額約二千万円の損害賠償を求めていた「古ビニール公害訴訟」判決公判は、五月二十三日、高知地裁で開かれ、下村幸雄裁判長は原告側の主張をほぼ全面的に認め同漁協に百万円、組合員二十人にそれぞれ五十万円の総額千百万円の支払いを命じる判決を国・県・南国市にいい渡した。しかし、国・県は、六月五日、この判決を不満とし、高松地裁へ控訴した。杉本市長は「市民と争うことは、基本的に避けたいが、国・県が被告で市が控訴しなければ損害賠償を全額負担しなければならない」などのところから控訴にふみきったものです。

この訴訟問題は、昭和四十七年三月、園芸用ビニールが後川を通じて浜改田沖に流れこみ、漁獲量が激減したと浜改田漁民が後川の水門を〝封鎖〟したことに端を発したもの。漁民らは、「漁獲量が減ったのは、国や県の不十分な河川管理と市の河川清掃義務の怠慢が原因だ。行政の怠慢による生活権の侵害は許されない」として四十七年四月二十四日に損害賠償請求訴訟をおこしていたものです。

■水道の継続事業

岡豊地区の新設改良のうち一千百十七万円を繰り越しました。

これは、岡豊の住宅団地の用地が医大の予定地になったため国の補助が打ち切りとなって一部を繰り越したもの。また、南部広域水道の新設では四十七年から五十三年までにつくられますが、水源地の選定がおくれたため、二千六百六十万円を繰り越したものです。

九カ市町村でし尿処理場

■広域行政でし尿処理場

高知市、南国市など九カ市町村で共同の処理場をつくろうというものです。

し尿の排出量は一人一日一、二㍑といわれ、市全体での年間排出量は、一七、九五八㌔㍑にもなります。

計画では、総事業費三十七億二千万円で、一日五五〇㌔㍑の処理能力のあるし尿処理場を五十一年までの三年間で完成させようというものです。

このための南国市負担分は七千九百五十万円と見込まれています。